IP 告知放送端末の取り外し方について

令和 3 年度末をもって IP 告知放送システムは終了しました。終了に伴い、IP 告知端末が不要である場合は、本紙裏面の手順で取り外しをお願いします。（ご自身での取り外しが難しい場合等は、総務課　情報化推進室までご連絡ください。）

取り外した IP 告知端末は、お手数ですが新富町役場、新田支所または上新田町民サービスコーナーにお持ちください。

なお、ひかり電話及びインターネットは令和４年４月以降も継続して利用することができます。

※　町からの情報や防災情報を受け取ることのできる「防災ラジオ」の配付も行っています。

「防災ラジオ」の配付につきましては、総務課　危機管理係までご連絡ください。

○ IP 告知端末についてのお問合せ
- 取り外し方がわからない。代わりに取り外してほしい。
- 配線の方法がわからない。
- 取り外したが電話がかからなくなった。　等

➡ 総務課　情報化推進室　33-6501

○ 防災ラジオについてのお問合せ
- 防災ラジオを配布してほしい。

➡ 総務課　危機管理係　33-6061

○ 解約に関するお問合せ
- ひかり電話を解約したい。
- 光インターネットサービスを解約したい。

➡ NTT　申込み受付　0120-204-103

○　配線の変更が必要な機器

取り外しをする機器

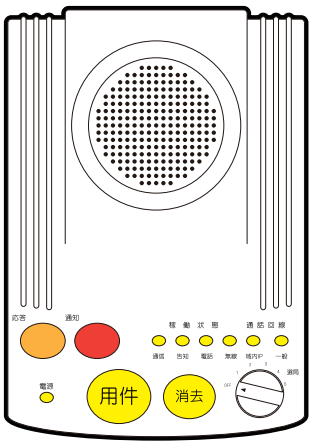

IP 告知放送端末

取り外さない機器

ホームゲートウェイ

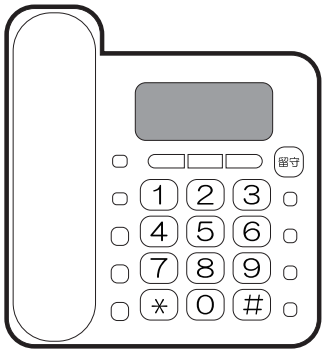

電話機
（光電話の契約がある場合）

○　光電話の契約がある場合

1　ホームゲートウェイから
① LAN ケーブル
② 電話線
を取り外します。

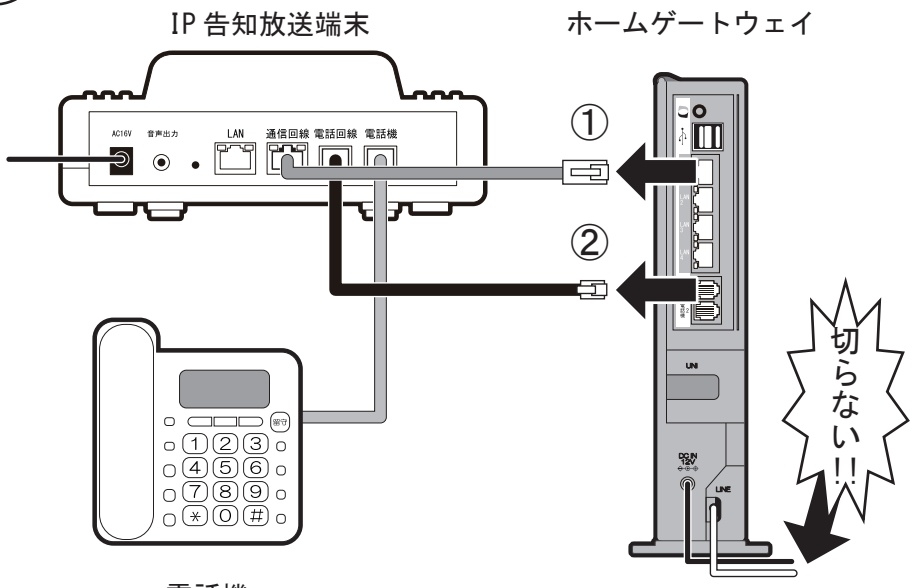

2　IP 告知放送端末から
③ 電話線 を取り外し
ホームゲートウェイの
②が接続されていた
差込口に接続します。
IP 告知放送端末の電源を
④ コンセント から取り外します。

以上で取り外し作業は完了です。

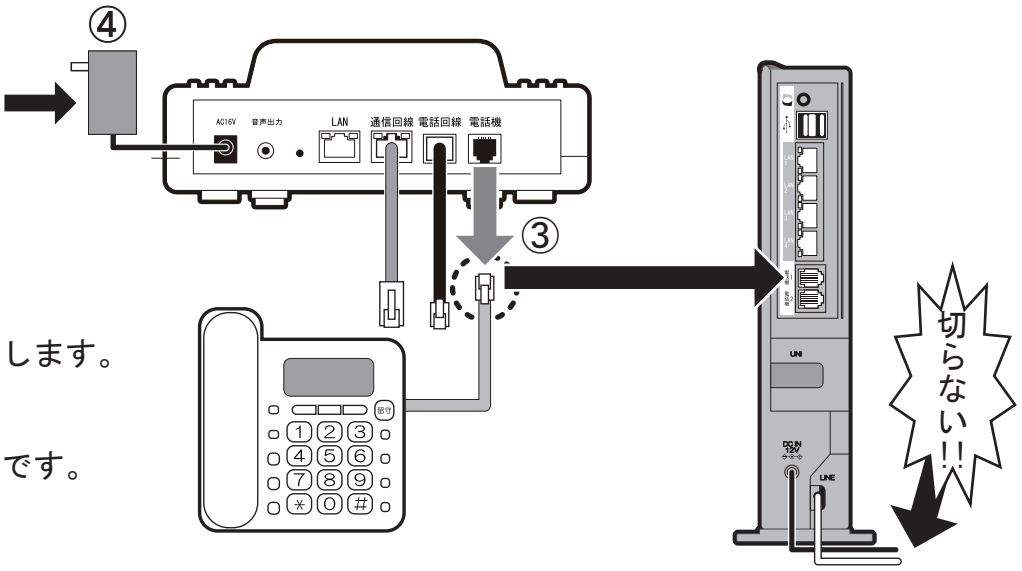

○　光インターネットのみの契約の場合

1　ホームゲートウェイから
① LAN ケーブル
を取り外します。
※ 光電話を契約していない
場合でも電話線が
接続している場合があります。
その場合は
② 電話線 も取り外してください。
IP 告知放送端末の電源を
③ コンセント から取り外します。
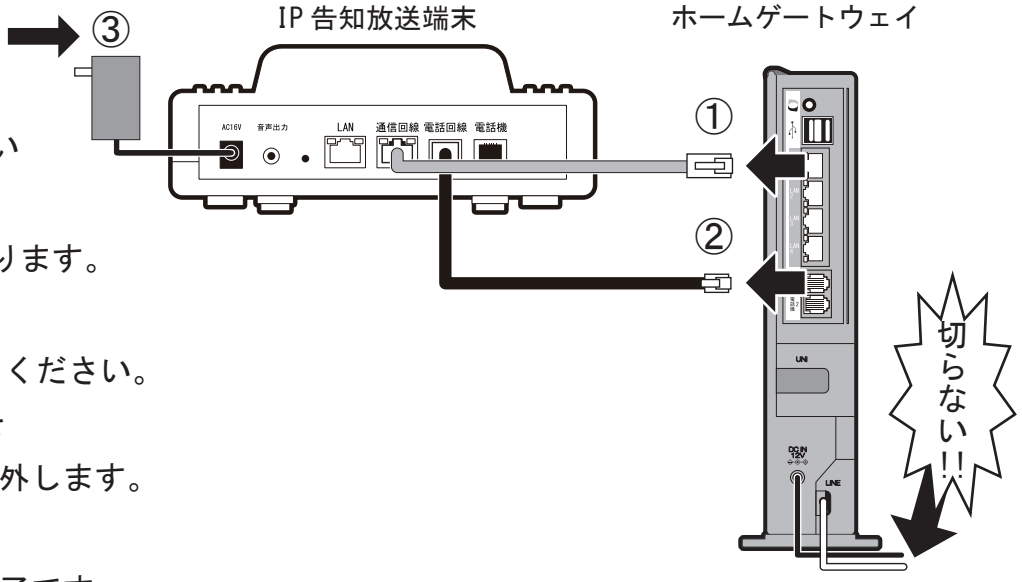
以上で取り外し作業は完了です。